

弁護士に聞く
判例から見る
労働トラブルの
防止対策

弁護士 森 美穂 66

企業の責任と パワハラ行為と



1、パワハラ防止法が成立
本年5月、労働施策総合推進法が改正されました。この改正法は（同法にはパワハラの用語は出てきませんが）、パワハラ防止法と呼ばれ、職場のパワハラ行為を定義して、企業について、パワハラ行為防止のための相談体制の整備その他の雇用管理上の措置義務と、研修の実施その他の責務を規定しています。

また、国は、パワハラ防止の適切な措置を講じていない企業に対して指導・勧告をすることができ、勧告に従わない企業を公表することができます。

改正法は、職場のパワハラを、

①優越的な関係を背景とした
②業務上必要かつ相当な範囲を

転換となつた女性社員Kが同年6月に自殺したことについて、Kの両親が、Kの自殺は長年にわたり先輩女性社員のY2とY3からい

(1) 事案の概要
高裁平29・11・30
この事件は、高校卒業後の平成21年にY1に正社員として入社して経理事務に従事し、平成24年4月からは総務部の営業事務に配置

月にY2とY3のパワハラ行為が度々言つたらわかるの」などというものでした。

(2) Y2とY3のパワハラ行為

まず、経理事務を担当しY1から3階の女性従業員の指導を全般的に任されていたY2については、Kがパソコンの入力ミスを繰り返した際には「てめえ」「あんた、同じミスばかりして」「親にでももううくらいなら、社会人として

はじめやパワハラを受けたこと等が原因であるとして、Y1、Y2、Y3に対しても損害賠償を求めたというものです。

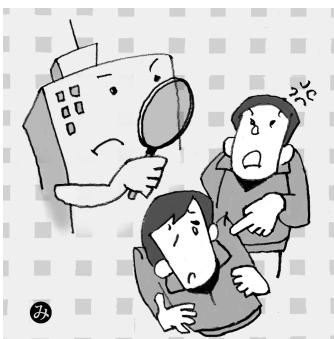
(3) Y2とY3のパワハラ行為
Y2とY3は、精神的な苦痛を与えるものであつたとして（Y2と連帶して）55万円の賠償を命じました。

一方、雇用主であるY1については、(1)Kの先輩社員であるY2とY3によって社会通念上許容される業務上の指導の範囲を超えて精神的苦痛を与える注意・叱責行為が行われた場合は、Y1はこれを制止・改善するよう注意・指導すべき義務があつたのにこれを怠つたとし、(2)配置転換後のKの業務負担や遂行状況を把握し業務内容や分配の見直し増員を実施すべき義務があるのにこれを怠つたものとして不法行為が成立するしました。

今後、パワハラ防止指針が策定され、パワハラの定義やパワハラ防止のために企業が講ずべき措置等の具体的な内容が示される予定ですから、これに注目し、企業自らがパワハラ防止に積極的に取り組む必要があります。

ささらに、Y1は、厚労省の発表等により平成24年当時には、労働者がうつ病になり自殺に至る場合等の具体的な内容が示される予定ですから、これに注目し、企業自らがパワハラ防止に積極的に取り組む必要があります。

(3) 法律事務所所長、愛知労働局紛争調整員)
イラスト・源 安孝
が予見可能であり、Kの自殺につ



超えた言動により
③労働者の就業環境が害することと定義ましたが、その内容は抽象的であり、企業にとっては、業務上必要かつ相当な範囲の注意・指導とそれを超えるパワハラ行為の線引きは依然として難しい問題です。

2、乙山青果ほか事件（名古屋高裁平29・11・30）

この事件は、高校卒業後の平成21年にY1に正社員として入社して経理事務に従事し、平成24年4月からは総務部の営業事務に配置

月にY2とY3のパワハラ行為が度々言つたらわかるの」などと
いうものでした。

(2) Y2とY3のパワハラ行為
Y2とY3は、精神的な苦痛を与えるものであつたとして（Y2と連帶して）55万円の賠償を命じました。

一方、雇用主であるY1については、(1)Kの先輩社員であるY2とY3によって社会通念上許容される業務上の指導の範囲を超えて精神的苦痛を与える注意・叱責行為が行われた場合は、Y1はこれを制止・改善するよう注意・指導すべき義務があつたのにこれを怠つたとし、(2)配置転換後のKの業務負担や遂行状況を把握し業務内容や分配の見直し増員を実施すべき義務があるのにこれを怠つたものとして不法行為が成立するしました。

今後、パワハラ防止指針が策定され、パワハラの定義やパワハラ防止のために企業が講ずべき措置等の具体的な内容が示される予定ですから、これに注目し、企業自らがパワハラ防止に積極的に取り組む必要があります。

